

財務省告示第三百七十六号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第八十三条第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件（平成十六年七月財務省告示第三百三十八号）の一部を次のよつて改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年九月三十日

財務大臣 谷垣 穎一

前文中「第八十三条第五項」を「第八十三条第七項」に改める。

本則中「第八十三条第三項」を「第八十三条第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。